

学校法人二階堂学園役員及び評議員報酬規程（平成 12 年 程 第 3 号）

昭和 62 年 12 月 9 日

制定

改正 平成 11 年 3 月 29 日 平成 11 年 5 月 28 日

平成 12 年 5 月 31 日 令和 2 年 3 月 24 日

令和 3 年 9 月 28 日

（目的）

第 1 条 この規程は、学校法人二階堂学園の理事、監事及び評議員の報酬及び手当の支給に関し、必要な事項を定める。

なお退職金の支給は、別に定める学校法人二階堂学園役員退職金支給規程による。

（報酬の種類）

第 2 条 職員の身分を有しない非常勤の理事及び監事には、報酬を年 3 回に分けて支給する。

2 職員の身分を有しない常勤の理事の報酬は本給及び一時金とする。

なお、通勤に際し公用車を使用しない場合は、別途通勤手当を支給する。

3 職員の身分を有する常勤の理事には手当を支給する。

4 職員の身分を有する非常勤理事には手当を支給する。

5 職員の身分を有しない評議員には手当を支給する。

6 職員の身分を有する評議員には手当を支給しない。

7 理事でありかつ評議員である場合は、理事の報酬のみとし、評議員の手当は支給しない。

8 前各項の報酬及び手当の額は別表に定める。

（支給方法）

第 3 条 前条第 2 項の報酬の支給方法については、職員の給与の例に準ずる。

2 前条第 3 項及び第 4 項の報酬については、毎月、同条第 5 項の手当については年 2 回それぞれ別に定める方法により支給する。

（改廃）

第 4 条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いたうえで、理事会で行う。

附 則

1 この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 2 条第 3 項にかかわらず、日本女子体育大学長には役員手当を支給しない。

附 則

この規程は、平成 12 年 5 月 31 日から施行し、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 9 月 28 日から施行し、令和 3 年 7 月 7 日から適用する。

別表

(単位：円)

役員等	本給月額	一時金	手当	報酬
職員の身分を有しない非常勤理事及び監事	-	-	-	年額 600,000-
職員の身分を有しない常勤の (常務) 理事及び監事	理事長 930,000- 学長 880,000 理事 800,000- 監事 700,000-	夏季 本給月額の 1.0 か月か ら3.0 か月 年末 本給月額の 1.0 か月か ら3.0 か月	通勤手当	-
職員の身分を有する常勤の (常務) 理事	-	-	120,000-	-
職員の身分を有する常勤の理事	-	-	60,000-	-
職員の身分を有しない評議員	-	-	年額 120,000-	-